

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

1 開催日時

令和4年7月19日（火）午後3時30分開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

1 行政区再編協議

- (1) 行政区画等審議会の状況について
- (2) 協議会のあり方について

15:31

1 行政区再編協議

◎結論

行政区画等審議会の状況について、当局から報告があり、これを聞きおきました。

また、協議会のあり方については、区協議会、地区コミュニティ協議会の基本構成に関して会派へ持ち帰り検討することとしました。

◎発言内容

(1) 行政区画等審議会の状況について

○高林修委員長 それでは、協議事項（1）行政区画等審議会の状況について、当局から報告をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 7月14日に開催された行政区画等審議会について御報告します。

まず、区域につきましては、諮問した区域とすることに異議はありませんと答申を頂きました。

次に、区名の募集・決定方法につきましては、幾つか御質問を頂きました。

1つ目は、ほかの指定都市で使用されている名称は使えるのかということに関しましては、使えるということ、文字数制限はあるのかという質問に対しては、制限はないということで御回答しました。

また、子供たちが参加できる方法、周知方法として具体的な考えはあるのかといった質問がありまして、デジタルの連絡網を活用するということをお答えしました。

また、学校の先生から生徒へ周知はするのかといった質問がございまして、教育委員会学校教育部の協力を得て、夏休みに入る前に各学校で先生から生徒へ周知していくということを御回答しました。具体的には、学校教育部で作成した学校で視聴できる映像資料を用いて、各学校の総合的な学習の時間であるとか、道徳の時間であるとか、こちらは各学校にお任せする形になりますけれども、そういった中で子供たちに伝えていくということを伺っております。

以上、質問を幾つかいただきました。その上で、区名の募集・決定方法につきましては、審議会の結

論として市の提案どおりとするということで御了承いただきました。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

行政区画等審議会の状況についてはお聞きのとおりですが、この際ですので、当局に確認したいことはございますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、嶋津副本部長からの報告については聞きおくことといたします。

(2) 協議会のあり方について

○高林修委員長 続いて、協議事項(2)協議会のあり方についてですが、6月17日の委員会では、当局から協議スケジュールとともに条例の構成が示されたことから、会派に持ち帰り確認をしていただくこととし、改めて本日質問などを伺うことになっておりました。

前回、6月17日に皆様に示された条例の構成案なのですが、ちょっと続けさせていただきますが、条例の構成について検討するためには、分かりやすく見える化することが必要と考えまして、私から当局とも相談し、本日、追加資料を御用意いただきましたので、今から配付いたします。

[資料の配付]

○高林修委員長 皆様のお手元に配付はされましたね。それでは、当局から資料の説明をお願いいたします。

○市民部次長(市民協働・地域政策課長) お手元に、区協議会、地区コミュニティ協議会の基本構成という文面のもの、それから横長で別紙として区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成(図)というものを配付させていただきました。

再編後の区協議会の在り方につきましては、住民自治の強化ということを中心に、当局としても日々検討しているところでございます。今回そういった視点を踏まえ、協議会体制の考えをできる限り具体的に見える化を試みましたので、御説明申し上げます。当局としては、本日説明申し上げる協議会の基本構成が固まった段階で、また改めて条例の規定内容等、更新してお示ししたいと考えております。

それでは、資料をお願いします。場所が大丈夫であれば、文面のものと図のものを並べて御覧いただくとありがたいと思います。

まず、図のほうを一度御覧ください。これまで、区協議会の体制、住民自治の強化ということの中で、この図にありますように、3つの区協議会、それから現行の区協議会を基盤にした7、あるいは6から16というような御提案も出ましたが、7の分科会、それから各地区に地区自治会連合会単位で、今あります50の地域、この3つの階層があるということは、これまでの議論の中でも確認ができたところであると思います。そうした中で、住民自治の強化のために、この3つをどのように動かして機能させていくかということを中心に、今回の案を考えたところになりますので御説明申し上げます。

文面の1のところをお願いします。まず、「3つの区協議会を置く」ということを記載しています。3つの協議会は、地方自治法第252条の20の中の規定でいきますと、区ごとに区協議会を置くということが規定されておりますので、3つを置くということでまず考えています。この区協議会の委員は、この後、説明申し上げます地域分科会の会長や副会長などが委員になるというような構成を考えています。各分科会の会長が意見をここに持ち寄りまして、意見交換をしたり、区長のオブザーバー参加の下で意

見集約や事務調整を図るというような場と考えております。

それから、その下に2として「7つの地域分科会を置く」、これも第252条の20に基づく区協議会の一部ということで考えております。この地域分科会の委員は、地区の自治会連合会50から公平性に配慮して委員を選ぶ必要があると考えております。そして、この分科会は、この後に説明申し上げます地区コミュニティ協議会の提案を聞かなければならないということを条例上で規定をしようと考えております。そして、この7つの地域分科会がこれまでの7つの区協議会と同様に、諮問、協議、報告を受け要望するという機能の中心を担うというふうに考えております。なお、天竜区につきましては、さきの区協議会とこの地域分科会、これを一体として区協議会として現行どおりの25人で運営をしていくと、一本で運営をしていくということを想定しております。

それから、3です。「最大50の地区コミュニティ協議会を置くことができる（認定規定）」ということです。これは、おおむね地区自治会連合会の単位で、任意にコミュニティ協議会を設置ができるというような規定をしていこうと考えております。そして、この認定を受けました地区コミュニティ協議会は、協働センターに事務局を置く、そして協働センターのコミュニティ担当職員が事務局の事務を担う、それから事務局を置く協働センターには、このコミュニティ協議会を運営する上での必要になります事務費であったり調査費、そういったものを直執行の予算として確保をするということを想定しております。そして、地区コミュニティ協議会は、先ほどの地域分科会に提案をすることができるということで、地区コミュニティ協議会が提案を聞かなければならないといった、先ほどの文面と対になっているような規定をしていくものと考えております。それから、協働センターを核とした課題解決事業という、これまで協働センター単位で置いている予算、これは変わらずこれまでどおり確保をしていくということで考えております。

4です。「その他」として、区協議会、地域分科会、地区コミュニティ協議会に係る予算、これは区役所費で措置をするということを想定しております。そうすることで、予算や決算、この段階で、議会の議員の皆様から、執行、運用、両面でしっかり質問なりだすというような中で、チェックをしていくことが随時できていくというふうに考えております。

その下、参考のところですが、これは今まだ出来上がったものではありませんけれども、現行の区及び区協議会設置条例の中に、この地域分科会のこと、あるいは地区コミュニティ協議会のことを規定していくということになりますと、このような文のイメージになるということを示しております。

まず、さきの条文、××条と書いてありますが、××条の中に「地域分科会は〇〇条に規定する『地区コミュニティ協議会』の提案を受け止め審議し、必要な場合市へ意見を述べるができる」とともに、地区コミュニティ協議会に結果を報告しなければならない」というような条文を規定しようと考えております。そして、上で言った〇〇条の部分ですが、これについては地区コミュニティ協議会のこととして、「住民は住民自治の充実のため、概ね市自治会連合会の定める地区単位で『地区コミュニティ協議会』を設置することができる」ということで、あと、2、3、4、5と、先ほど申し上げましたような事務局であったり、提案をすることができるか、そういったことについて規定をしていくということを考えております。こうしたところで、まず最初の3つの区協議会につきましては、これは必要に応じて開催するものということで、年3回か4回ぐらいの会を開催するのかなと想定しております。

そして、7つの地域分科会、これが地域の意見を吸い上げる機能というのを加えまして、これまでどおり年12回ほどの開催をしていくということを想定しております。そして、地区コミュニティ協議会、これは地域でお話を自由にさせていただく場ということで、市のほうとして何回開催しなければいけない

というような規定はしていくものではないと考えておりますが、おおむね地区の自治会連合会の会合は月1回程度開かれているものですから、そのぐらいでお話をさせていただくような場というふうに考えております。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑・意見を許しますが、この図面については今初めて御覧になったと思います。まず、単純な質疑で結構ですので、あればおっしゃっていただきたいと思います。

○酒井豊実委員 まさに単純な質疑であります。大きな2の地域分科会、そして下の括弧の部分で、天竜区はということで区協と分科会一体だということは、そうしていただきたいということで了解しております。

その場合、開催の回数ですが、当然区協の年3回くらいではなく、現行どおり毎月開催の年12回ということで理解をしていますが、それでいいかどうか伺います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 今後の天竜区協議会を実際に担う地域の方たちの御意見を伺いながら決めていくところであるとは思いますが、今の想定としましては、現行どおり年12回と考えております。

○高林修委員長 よろしいですか。

○酒井豊実委員 はい。

○松下正行委員 地区コミュニティ協議会の件ですが、この想定でいくと、3番で最大50の地区コミュニティ協議会を置くことができるという想定の中では、置かない場合もあるという想定もあるということで、そうした場合に、地区コミュニティ協議会の地域分科会へ提案することができると思いますが、例えば、地区コミュニティ協議会をつくらなくても、地区自治会からの意見、提案は地域分科会で受けるという意味合いでよろしいですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 地区コミュニティ協議会がない場合ということですが、地域分科会の委員には、地区自治会連合会など地域のバランスを配慮して委員を選出するという事を考えていますので、そういった中で地域の意見が上がってくることを考えています。

それから、地区コミュニティ協議会そのものは、新しい組織を地域の人たちにつくっていただくということだけを想定しているものではなく、例えば既存のまちづくり協議会や地区の自治会連合会の組織そのまま、それを地区コミュニティ協議会として認定するというようなことも考えています。そういった中で、地域の意見をしっかりと吸い上げていけるような運営をしていくことを考えております。

○市民部長 少し補足させていただきますと、今回この3番については、ただいま申し上げたとおりでございますが、あえて地区コミュニティ協議会というものを将来的にもつくっていきたいということございまして、実際にその地域の声をお伺いするというのは、これまでも当局の提案では、自治会ですとか、まちづくり協議会の皆さんの声をコミ担当がしっかりと聞いて協議会につなげるという役割を説明してまいりましたので、その部分の働きとか機能については、地区コミュニティ協議会を設置する、設置しないにかかわらず、そこのところはしっかりと担保してまいりたいと考えております。

ただ、当局とすると、この地区コミュニティ協議会を置くことができるということで、将来的にはやはり最大50地区において地区コミュニティ協議会というのが設立、設置されていくという将来を描いていきたいという方向性でございますので、そうしたことから、協議会を置いてくださる場合については、しっかりとその実効性を確保するために、事務局を置くですとか、それから直執行予算等をしっかりと確

保して運営の下支えをしていくですとか、そうしたものを、協議会をつくった場合については支援させていただくメニューをそろえているという形でございます。

○松下正行委員 私の頭の中では、ほかの政令市の状況を見ると、今提案のあった地区コミュニティ協議会なるものを一律に全部つくっている政令市ばかりではないのですね。ですから、全体が例えば10、区があれば、その下の段階でもあるし、ないところもあるという、そういう状況があるので、最初から一律に全部この地区コミュニティ協議会をつくるべきかどうかというのはいささか疑問もあって、ある意味、屋上屋を架せないところも考慮しなければいけないということです。今の説明だと、将来的にはそうしていきたいという意向ですけれども、最初は任意で、やっていただけたところはやってもらってという趣旨だと思うので、そういうことであればいいと思いますが、最初からがちがちに一律に設置をされるとどうかと思ったので聞きました。

○太田康隆委員 別紙が分かりやすいかと思うのですが、3つの区協議会と地域分科会の根拠法令として、第252条の政令指定都市の様々なことを定めた条文を使っていくということですよ。

以前もその議論があったのだけど、附属機関を定めた第138条の4ではなくて、第252条の20を使っていくというところに、区協体制をしっかりと機能させていくという当局の強い意思が表れていると理解していいのかどうか、その辺を教えてください。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 今、太田委員がおっしゃられたように、附属機関につきましては大きく2種類あるということで、第138条の4という条文がこれまでも一般的な附属機関という呼び名で、この委員会でも何度か出てきた名前になります。

これにつきましては、市当局が専門的な意見が必要で、専門家の皆様の御意見を伺いたいという場合に設置をするものとして、当局の一部として設置をされるのですが、当局から独立して審議を行って意見を述べるというようなものになっております。物によっていろいろですが、保健福祉の分野等、特定の分野において置かれることがこの附属機関としてあるものです。

一方、第252条の20のほうは、大都市特例というか、政令指定都市の中で、エリアを単位として全般的な議論を進めることができる。少し、何というか、カラーの違う審議会、附属機関という理解でおります。

そういったところを踏まえまして、この区協議会という制度は、やはりエリアのこと全般を広く皆さんで語ることができる第252条の20でやっていくべきだということで、今おっしゃられたように強い意思の下にということですと、そのとおりです。

○太田康隆委員 第252条の20を使っていく政令市というのは、多分これで浜松市だけになろうかと思うので、私としては期待していきますが、このポンチ絵でも表れているように、区協体制という形で、区の協議会、3区の協議会と地域分科会、一体のものとして捉えていくよと、しかも先ほどの基本構成で説明されたように、7つの地域分科会にも諮問、協議、報告をしていくのだと、諮問していくということは、当然そこからの答申も受けていくと、そういうことでいいですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） そのとおりでございます。

○太田康隆委員 分かりました。

○鈴木育男委員 私どもが思うような形を提案してもらって、私は非常にこれでいいのだろうと思いますが、この地域分科会が意見、要望、提案を上げるのは、この絵の右側で意見、要望、提案を区の協議会を通さずに上へ上げるという、こういう線もありますよね。これと区の協議会を通して上げる場合、そこら辺の判断というのは、例えばどういうふうに思っているのですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 運用の中でのお話にはなってくると思うのですが、意見、要望、提案というものは全て書面でなされるとは思ってはおりません。議論していく中で、これはすぐ対応してほしいよというような、そういった御意見、これは区協議会で一段、クッションを置いていくものではなくて、そのまま直接市の当局、それこそ区長の判断によって、各所管の部局へこういう意見があったということ伝えていく、総合行政に関する規則に基づく区長の権限ということで動いていく部分、こういった迅速にやるものは、3つの区協議会を通らずに行くものもあるということで、あえて外を通っていく矢印を書かせていただいております。

○鈴木育男委員 そういったことをしっかりと説明できて、皆さんに納得してもらうような形がどうしても必要だから、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、地区コミュニティ協議会、正直言ってこういうものをつくったときに、例えば協働センター単位というと、まだまだ旧浜松の地域などではいろいろと難しいところもあると思うのですよね。要するに、一連合会で一つの協働センターみたいなパターンや、とても大きいところもありますよね。

そうしたことに對して、後でちょっと言おうかと思っていたのですけれども、これからこういう体制をつくっていくには、行政のコミ担も含め、行政の方針とそれを実行する人、それが大切な役割を担っていくと思うのですが、そうすると多配しなければいけないところとか、こっちはこんな感じでいいだろうというところが当然出てくると思います。今それを答えるとは言いませんが、これからその辺が課題になってくるのではないかと、そんな感じがしておりますので、その辺も行政側でいい提案をしていただければ大変ありがたいかと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、要するに地域の様々な主体の人たち、そういった人たちが活動の中で、それぞれの立場から行政に対しての意見や要望、提案が上げられることが、こうした体制の中で一番大切なことです。そういったことですから、出発点は、できる規定ということで私はいいいと思います。しかしながら、できる規定ということだけではなくて、行政側が自治会の在り方とかいろいろ考える中で、そういった体制をどうつくり上げていくかということもしっかりと目標を持ってやっていただいて、地域からそれぞれの意見や思いや要望、提案がボトムアップでしっかりと行政につながるという、そういう形をつくっていただければ、私はこういった形が一番是だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高林修委員長 今の鈴木委員の発言は意見ですが、もし当局でただいまの意見に対して御発言があればお願ひします。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 地区コミュニティの支援というのは、何か一定の形の中で、行政の枠組みでやっていくものではないと思っておりますので、今鈴木委員がおっしゃられたように、地域の実情に合わせて、そして時には導きながら、一緒に走りながらコミュニティーをしっかりとつくり上げて維持していくということは、とても大事な視点だと考えておりますので、そういった運営をしっかりとしていけるよう今後も努めてまいります。

○鈴木育男委員 そういったことだと思うので、その辺も自治会の皆さんはじめ、これからいろいろ地域の皆さんに説明をしていかなければいけないものですから、しっかりと理解をいただく中で、行政が目指す形はこうだよというような、その辺を御理解いただけるようにしていただきたい、そんなふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○酒井豊実委員 3の地区コミュニティ協議会で、協働センターに事務局を置くということですが、具体的に旧天竜市、いわゆる天竜地区の場合、事務局というのはどこに置かれることになるのか、非常に分かりにくいことが一つと、それから、今は浜北区ですが、浜北地区というものが存在し始めるとす

ると、事務局というのはどこが担うのか伺います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） まず、天竜につきましては、少し記述が足りない部分がありましたので、次までに記入させていただきますが、おおむね地区自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を置くということで、そこに対応する市の部署としては今後の支所の扱いになる部分になるかと思っておりますので、もともとコミュニティ担当職員の配置はありますので、そこで事務局を置くという形になるかと思っております。

また、浜北につきましては、今御発言がありました、浜北という地区は想定がありませんので、それぞれの地区でそれぞれが協働センターの単位で設けていただいて、そこに事務局が協働センター単位で置かれると考えております。

○酒井豊実委員 現在の天竜地区ですが、その中心となるのは現在の区役所しかありません。それで、今後の計画だと、またそれも区役所だと。ところが、天竜地区の自治会であったり、今回のコミュニティ協議会に対応する事務局として役割を担うところがない、あるいは天竜区役所の中にその責任ある部署を置くのか、天竜地区担当というコミュニティ担当職員を置くのか、そこら辺が課題になってきているので伺います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） さらに記述が足らなかったところありますが、これまでも天竜地区については、各協働センターが各地域の拠点としてある中で、天竜については区役所がその機能を兼ねるといって行っています。

今後の地域の拠点としては、各支所と、旧天竜市の地域につきましては、天竜の区役所の中でその辺の事務局の機能を持つていくということで、これは天竜だけに限ったことではなく、以前、加茂委員からも御質問がありましたが、細江の地域につきましても、細江の中に協働センターの機能というものが置かれていて、コミュニティ担当職員がいて、そして全体的な北区の機能と細江地域を支援するという機能を兼ねているところがどうしても出てきているところがありますので、この辺は少し、どのように分けをしていくかというところは、しっかりと明確にしながら地域を支える場所として機能していくものと想定しております。

○酒井豊実委員 いずれにしても、現行でも、天竜地区については今言うサポート体制というのがしっかりしたものがあるとはちょっと感じられないので、その辺のところももう一度確認していただきながら、組織、人員体制を固めていっていただかないと、一番冒頭で住民自治の強化と言われた点が発揮しにくいところになるかと思っておりますので、ぜひチェックをしてさらに深めていただきたいと思っております。

○稲葉大輔委員 矢印と点のコメントが同じものを指しているだろうというふうに思うのですが、真ん中の下にある地区コミュニティ協議会から区協に意見が上がる、その反対側は矢印で支援というふうになっていまして、この支援の具体的なイメージがちょっと湧かなくて、区協が地区コミュニティ協議会を支援するというのは何かあるのかというところを考えると、何かこの言葉はちょっと違うのか、あるいは支援するとなると、意見は区協から上がっていくのだけれども、区役所や当局が地区コミュニティ協議会を支援するというような形になるのではないかと思ったのですが、教えてください。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 図が分かりにくいところがありまして申し訳ないですが、ここの意見と支援という矢印ですけれども、まず支援の矢印は、区協の体制というか、市の当局側のほうからコミュニティ担当職員が地域のほうへ支援に寄りますよというような、そういった線、矢印を表しております。

そして、このコミュニティ担当職員が地区コミュニティの中でいろいろな意見を吸い上げて、地域分

科会へ持ってやっていくというようなことを表している対になっております。

○稲葉大輔委員 分かりました。

○高林修委員長 これは、縦長の説明と若干そごがあるような気がするけれど、ほかにはいかがでしょうか。

今、稲葉委員がおっしゃったように、この図でもって少し分かりが悪いところがあると思うのですよね。もしあればおっしゃっていただきたいと思いますけれども、ほかいかがでしょうか。

○関イチロー副委員長 今のところも含めてですけれども、コミュニティ担当という人がいて、この人が地区コミュニティ協議会を支援するという、そしてコミュニティ担当が地域分科会に意見をするというふうに考えればいいのですかね。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） コミュニティ担当職員は、地区のコミュニティの皆さんが何か困り事であったりということを話し合う場の中で、一緒になってそこに入って意見をまとめていくとか、そういった支援をするということでイメージしています。

今後の地区コミュニティ協議会を認定していくという中においては、その協議会の事務局を協働センターに置くこと、あるいはコミュニティ担当職員がその事務局の事務を担うということ、これで支援をするということを支援という言葉一つで図の中では表しています。

意見につきましては、コミュニティ担当職員の通常の業務の中、この区協体制とか住民自治という体制の中以外の部分でも、地域の困り事であったり、そういったものがあれば、そもそも担当している部署につないでいくということは通常の業務の中でも実施していますので、そういったところで意見というのは、区であったり、本庁の所管課へつなげていくというところがありますし、また、この区協の体制の中であれば、そこへ意見を伝えていく、あるいは各地区から地域分科会へ選出されて出ていって委員になっている、その地域の役の方の発言のサポートをするとか、そういったところは支援や意見を上げるというような機能の中で、コミュニティ担当職員がやっていく仕事と考えております。

○関イチロー副委員長 今みたいに言ってしまうと、コミュニティ担当の人がこの絵の外側まで動いてしまうような、本庁であるとか、それから区役所であるとかというところへダイレクトで行ってしまうような話になるので、ここだけの話から言うと、地域分科会とコミュニティ担当の間の上下の矢印、このうちの支援というのは、これはこの位置に矢印があるのではなくて、もう一つ下のコミュニティ担当と、それから地区コミュニティ協議会、先ほどの藤田課長の説明ですと、この間に本来は来るべきであるのか、というふうに思っています。それからもう一つは、全体の図の中で、左側にある上下の矢印は、地域分科会、区協議会のところの文字の近く辺りにあるのが、上のほうに向かって答申、要望、提案、それから下のほうに向かって諮問、協議、報告というのがありますね。この左側にあるのと、右側にある上下の矢印、それから地域分科会から区役所にダイレクトに行くもの、それから、その下の地域分科会とコミュニティ協議会の右と左がどういう違いなのか、そこでの役割というのはどういうことなのか、それを御説明いただけたらと思っています。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 図の中で概念的に表しているものになりますが、左側の答申、要望、提案という矢印、上へ上がっていくものは、まず、これまでの協議会、附属機関としての機能になりますが、市からの諮問、協議、報告というものを受けて、それに対して答申をする、あるいは要望、提案をしていくというものとして記載しています。

右側にあります意見、要望、提案といったものは、そういった市から出たものではなくて、この分科会、あるいは地区コミュニティ協議会から上がってきた意見について、この地域分科会が主体的に議論

をして、その中で市へ要求をしていくとか、意見を上げていくとか、そういったものが右側の矢印として表されております。

区協議会のところにかかっていたり、かかっていなかったりというのは、事務的にそれが必要であったり、あるいは緊急のもので、3区のところにかかっているかないで、すぐに伝えていかなければということで、図としては分かりにくい部分もあるのですが、そんなところを書き分けております。

○関イチロー副委員長 どうしても、ペラの紙ですと二次元的になってしまいますので、もし工夫ができれば、本来はさっきおっしゃられた左側の矢印は、一番最初に諮問、協議、報告という部分も含めて、これがまずスタートにあるので、それぞれの協議会、分科会から答申だとか要望だとか提案というのが上に上がってくると、それから今の御説明の右側の矢印からいくと、逆に今度は分科会とか協議会から意見とか要望とか提案というようなものがあるから、まずそれが最初で、その後で区役所のほうから返事が来るというような流れと解釈すればいいのでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） おっしゃるとおりでございます。

○関イチロー副委員長 もしそうであるのだったら、今後これを使われるようだとすると、その辺をこの図の上で工夫していただけると分かりやすいかと思っております。

○高林修委員長 正直、私もこの図は完璧だとは思っていないのでね。例えば、今の副委員長の話ももっともで、左側の諮問、協議、報告で下へ向いた矢印については1と入れて、その左側は2であるとかね。順番があると思うのですよね。だから、右側の矢印は、意見、要望、提案が先にあるわけだから、そっちが1で、それに対する意見、要望、提案への回答は2になると思いますので、ちょっと修正を加えてもらえれば分かりがいいと思いますが、当局にはお任せをします。

ほかには、この図、それから基本構成について、お聞きになりたいことが今あればおっしゃってください。

後ほど申し上げますけれども、これは会派に持ち帰って検討はしていただくのですが、今の段階であれば、たくさんおっしゃっていただいたほうがいいと私は思っています。ここに出ている質疑とか意見が、文章化されれば、もっと、皆さんにとって分かりのいい形になると思っておりますので、議会事務局でも、今日の会議録を基に具体的なものをつくっていきなというふうには思っていますけれども。

○鈴木育男委員 区の協議会の4から16というのは、程度も何にもないのだけれども、この内訳はどういうふうに当局は考えていらっしゃるのか、それを伺いたいです。

○高林修委員長 4人から16人と書いてある数字の根拠ですよ。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） まず、ここはA区とB区について、こういった区協議会の運営がされるという前提で考えております。

A区については、現行で言うところの中、東、西、南という4つの地域がありますので、そこから最大で1つの地区から4人出てくれば16になるかというところがあります。

○鈴木育男委員 そういうことですね。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） はい。そして、多い、少ない、いろいろな想定の中で4から16と組んでいるのですが、4につきましては、B区において、例えば正副の委員長だけが出てきた場合は4人ということで、2地域の会長と副会長というのでしょうか、それが出てきた場合には4というところがありますということで、想定幅として4から16ということA区とB区について想定したところでございます。

○鈴木育男委員 条例では、この人数は規定しないのでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 規定していくという方法もありますし、最大この人数ですというような大枠を決めて、その先は規則の中で決めていくというような方法、どちらも取ることができます。

○鈴木育男委員 この辺も、やはり住民の意見がいろいろと分かれるところではないかと思うものですから、慎重にやっていただきたいと、こんなふうに思います。

○高林修委員長 ほかに質疑・意見があればおっしゃってください。

○加茂俊武委員 会派へ持ち帰ってまた検討するのですけれども、今後の予定として、これを区の協議会とか自治会連合会とかに持っていき、意見を聞くとかという機会は、前のスケジュールだと、たしか10月になっていたような気がするのですけれども、特別委員会でこれをまとめて決めてから意見を聞くというような形になるのですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 前々回の委員会のときにスケジュールを示させていただいた中では、10月、あるいは9月というような御意見もあったかと思うのですが、条例の文案もある程度まとまった段階で、区自治会連合会、それから区協会長の御意見を伺うというようなスケジュールを示させていただきました。

○加茂俊武委員 そうすると、この特別委員会である程度、固めたものを意見聴取するというので、次の会派で持ち帰ったものの意見というのが非常に重要かと思えます。

これで見ると、それぞれの持つ権限というものがちょっと具体的には見えてこないし、あと市長は、例えば前回の区協議会の権限の中で言うと、必要な市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ区協議会の意見を聞かなければならないとか、そのほかに重要な施設の統廃合とか、そうしたものも聞かなければならないとか、そういう規定が一応あるのですけれども、今後そうしたものも具体的に市の考えとして示す機会があるのか、示してくれという会派の意見が多分あるとは思いますが、その辺は今現状では具体的にまだですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 前回、条例のつくりとして示しました、区協議会の設置に関する条例等の主な事項というところと、今回の見える化して見せるというところとでは、切り口というか、見せ方が変わってきておりますが、区協議会の機能としては、以前にお示しした諮問、協議、答申の機能、それから市がしなければならないといったもの、こういったものというのは、そもそも自治法の第252条の20の中で一部規定されている部分もありますので、これは法に反して何がしか市でやらなければいけないものをやらなくて済むというふうにしていくことは適切ではないと思っていますので、今おっしゃられた機能というか、権限というか、そこについては、前回と考え方は基本的なところは変わらないものと考えております。

○加茂俊武委員 前回ですと、市の責務というのがうたわれていて、これはこのような形でそんなに問題はないのかと思いますけれど、2層目の責務とかそういったところに、区内にて共通する課題については、必要に応じ1層目の意見を聞かなければならないとか、そういう区内で共通する話題って、なかなか50の地区コミュニティ協議会から上がってきたものを地域分科会でまとめて、それで区の協議会、区内のまとめてみたいな、こういう文章だと非常に分かりづらいというか、非常に範囲が大き過ぎるという気がするので、この辺の前回の1層目の責務とか2層目の責務とあったのだけれども、整理をして示していただくと、非常にありがたいと思います。会派の中で議論する上でも、それが示されて議論することが私はいいいのかというふうには思います。

○高林修委員長 今の加茂委員の発言の中で、やはり共通という意味合いははっきりしたほうがいいと僕も思っています。今ここで軽々にお答えするよりは、後で慎重にお答えしていただきたいと思いますが、ただ、今日のこの今の段階で、間違いないお答えがいただけるのだったら、おっしゃっていただきたいと思っています。

○市民部長 今回、こういう資料を改めて出させていただいた趣旨とすると、これまで協議会の体制ということについて資料、条例案、条例の組み方みたいなものだけで御議論いただくには、やはり考えづらい部分もあるというお声を多々頂きましたので、まさに見える化をするために図でお示しして、それから、地区コミュニティ協議会等のアイデアに関しては、それ以降、当局で何とか工夫をということまで考えてきたものでございますので、当然前回お示した条例の構成案の中にこれが反映されて書かれているものではございません。

そのあたりは、やはり冒頭、次長からも申し上げたとおり書き換えていく必要があろうかと思っておりますけれども、基本的には、まず今日のようなこういう形、表記もいろいろこなれてなくて申し訳ないのですが、全体のイメージとしてこういう形というようなものを特別委員会の議論の中で固まっていくようであれば、それと併せて前回お示した条例の構成案等についても、中身についてはこれに合ったものとして改定版をお示したいと考えております。

○加茂俊武委員 前回頂いた条例案よりは、非常に具体的になっていて、しかも地区コミュニティ協議会への支援が目に見える形で表れたというのは非常に評価をします。

ただ形を決める上で、それぞれ7つの地域分科会、3つの区協議会がどんな権限を持って何をやるのかということが、形についても見にくいのかと、決めづらいのかということもあって、それも含めて、会派の中で皆さんが持ち帰って、こんな権限を与えたほうがいいのではないのかということまで、我々議員の中で議論をしてよければ、それはそれでいいのかと思います。

この区協体制が3つと7つと、それぞれに違う権限を与えるというか、50から7へ上がって、7から3へ上がってという、結局は3層のような形になって、屋上屋を重ねる形になると思うので、その辺の権限がどんな形になるのかということをご心配して聞きました。今すぐにこんな権限ですとは言えないと思うので、その辺は次の委員会までに何か案が示されるのか、会派の意見を聞いてからつくっていただけるのかということからは、委員会としての問題になるのかと思います。

○高林修委員長 加茂委員、少し待ってくださいね。

市民部長、先にお答えください。

○市民部長 今日のペーパーの資料の改めてということになりますけれども、3つの区協議会と、それから一応便宜上7つと申し上げますが、地域分科会という形で区協の体制をお示ししてございます。その中で、文書の資料を御覧いただくと、この提案の趣旨とすると、いわゆる区協議会体制のメイン機能については、ほぼ地域分科会のところで担っていただきたいと考えております。

したがって、諮問に対する答申づくりについても、基本的にはやはり区協議会で議論するよりは、そのところは宛名として区協に対して諮問を市長からしますので、それを受けていただいて、区協の体制の中で、そのまま内部で各該当の地域分科会へ諮問を下ろしていただいて、答申案の議論をしていただくということをイメージとして考えているところでございます。

したがって、上の3つの区の協議会というのはどういうものをイメージしているかということ、それほど大きな権限を持つというイメージはございませんで、あくまでも地域分科会のところでもまれた答申の集約ですとか、事務的な調整、こういったものを各会長等で構成される区協の中で意見集約なり調整

をしていただくのが区協議会の主な役割なのかなというふうに考えております。

ですので、区協と、それから地域分科会と、それから地区コミュニティ協議会から上がってくる声ということで、あたかもがちがちの3層みたいな形で議論が上がっていくようなことを避けたいというふうには当局としても考えております。

○加茂俊武委員 そうすると、この図で言う一番右側の意見、要望、提案というところ、この区協議会を通してない、これが強いというかそういった形にイメージしておけばいいですね。

○市民部長 おっしゃるとおりでございます。

これは、当局が当初から申し上げておりますとおり、今後の協議会の体制については、加茂委員に御指摘いただいた、この図の右側の矢印のところをいかに強化していくかということでございますので、これについて力点を置いて、ここがうまく機能するような運用をしっかりとつくっていききたいということでございます。

○高林修委員長 よろしいですか。

○加茂俊武委員 はい、承知した上で会派で議論します。

○市民部長 ありがとうございます。

○高林修委員長 言葉のニュアンスの問題もあると思うのですが、3層とも権限というよりも権利ということだと思うのですけどね。当然、意見を言う権利を持つということなものですから。

ほかにはございますか。

先ほど鈴木委員からもお話がありましたが、人数の問題とかあるのですけども、ほか、いかがでしょうか。

○酒井豊実委員 人数の点ですが、現行の条例の別表に記されている人数は、20人以内と25人以内になっているわけですが、天竜区が25人以内、北区も25人以内、西区も25人以内ということで、例えば西区を例にとると25人以内ですけれども、今回の規定だと、20人程度を上限とするとなっていますが、西区の範囲だとか、様々な住民生活の状況を見れば、より大勢の方がここに参画をするというのは非常に大事かと思えます。今も25人以内と膨らめてやっているわけで、その点ではやはり現行の人数にほぼ等しい枠を設けていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○高林修委員長 それは意見ですね。

○酒井豊実委員 はい、意見です。

○高林修委員長 もし質疑をされるのであれば、20人程度という意味合いについて質疑されればいいのかと思うのですが、いかがですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 20人程度というところですが、まず現行の区協議会の人数についても、20人のところ、25人のところがあります。25人のところにつきましては、旧浜松以外の合併のときの市町村を含む地域については5人上乗せをしているという扱いでこれまでできました。これは地域から一定の人数を委員として出していくことに対しての配慮でして、人数を少し多めにということやってまいりました。

今回は、特に区協議会の会長さんの御意見を聞く中では、人数が多過ぎると会議としてのていなをなすのが難しいという声もあります。一方で、いろいろな意見を聞くためには、くまなくいろいろな地域から出たほうがいいという意見もあります。

ちょっと当局としても決めかねているところがありまして、今20人程度を上限と記載させていただいていますが、今後さらに地域の方の御意見を踏まえて、今度は地区のコミュニティから意見が上がっ

てくるという仕組みも加わってくる中で、どの程度の人数が適当かということは、また今後しっかりと考えていきたいと考えております。

○酒井豊実委員 単に人数は、地域の広さだとか、自治会単位だけではなくて、幅広い、様々なNPOをはじめとした住民活動、団体がありますので、そういう幅広い層、それから若い方、女性から高齢者までの組織もありますので、そういうところを網羅していくことが非常に区の協議会には必要なのです。

天竜区協議会の議論を聞いていると、まさにそうだと思います。網羅的な会議でないと、いろいろ欠ける層が出てくるということを感じておりますので、ぜひ幅広い地域、組織、あるいは自主的に手を挙げる方も含めて、参画をしていただけるという内容が必要だと思っておりますので、ぜひ加味してください。

○高林修委員長 今の酒井委員の御発言について、当局、何かありますか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 人数につきましては、地域の会議を運営する方たちの声を聞きながら、しっかりと考えてまいります。

特に話がありました天竜の地域につきましては、恐らく地区コミュニティ協議会をいかにつくって、いかにそこからお話を持ってくるかということが大事になってくるかと思っておりますので、その辺も踏まえて、また全体的な仕組みとして考えていきたいと思っております。

○高林修委員長 私も酒井委員のおっしゃることは分かりますけれど、そこはこの地区コミュニティ協議会で担保すればいいと思っています。そのための地区コミュニティ協議会なので。

○加茂俊武委員 任期についてですけれども、過去に頂いた条例案だと、任期3年、再任可能だけでも1回限りとかとあるのだけでも、この辺ももし会派の中で議論をしてきて、そういった任期についての意見が多数を占めたりすれば、この辺も検討の余地はあるということでもよろしいでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） これについては、市の附属機関全てにおいて一定の基準として1期3年、2期6年までというような運用で、全ての附属機関が動いていることかと思っております。

一応現状では、浜松市においては全ての附属機関がこの任期で動いていますということになっております。

○加茂俊武委員 会派の中でも、ちょっと聞くと、やはり6年よりももう少し長くやって、しっかりと意見を言える人を残しておくという、6年でもし全部の委員が入れ替わってしまったりということがないように多分すると思うのですけれども、そういった意見もあるので、その辺も含めて、会派の中でどのような意見が出るのか、任期についても議論してみたいと個人的には思っております。

○関イチロー副委員長 今のお話ですけれども、体制と運営をどうするかという、そこのところは協議会のところで分けないと。以前もそうでしたが、混乱してしまう部分があるかと思えます。それからもう一つは、議論する中において、最終的な条例というものが出てきているわけではありませぬので、今ここで示された中だけで議論していただいて、今の定数だとか任期だとかということについては、もう少し具体的に当局から提案があったときのお話にしていただくのがいいのかと思えます。

○加茂俊武委員 私の認識だと、条例を8月に委員会を決めるという理解をしているのだけれども、運用面とかは、ずっとやっていくということですね。

なので、8月に条例をある程度固めて、それをもって聞きに行くというふうにしていて、今の区協議会の条例にはしっかりと任期も載っていて、私はある程度の結論を8月に出すと思っただけ

れども……。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 加茂委員のおっしゃったとおりで、現行の条例の中にも任期であったり人数というものは規定がされていますので、基本的には条例案をつくっていく中で決めていきたいところであるとは思っていますが、我々も地域の方たちのお声を聞く中で、2期6年だと逆にやっていらっしゃる方にとっては長過ぎるという御意見も頂いていますし、あるいは充て職として、団体の長の方が委員になっていただいているにもかかわらず、2期6年になったから、例えば副会長にしてくださいとか、何かそういった全体的な附属機関の決まり事と地域の実情と少しずれているようなところもあるということは聞いております。

いろいろな御意見を踏まえながら、条例案をつくっていくときまでには任期も含めて、あるいは任期についてはただし書のような形で、別の運用ができる規定ということも含めて考えていきたいと思っております。今のところは皆様方からのいろいろな御意見を頂けるほうが案をつくる中でも大変ありがたいと思います。

○加茂俊武委員 別に8月にきっちり決めるということはないでしょうけどね。それをもって、区の自治連とか区協議会に意見を聞きに行くのであって、そのときに少しでも運用面でいい形を特別委員会としても提案していきたいという思いで、任期についても会派で話し合うべきだと思ったので言わせていただきました。

○高林修委員長 任期のことで言うと、4人という人数も関連してくると思いますね。例えば3期9年までオーケーにしてしまうと、4人でやるのはどういうことみたいなことになると思うので、そこは現実的な視点が必要かと私は思っていますけどね。

○酒井豊実委員 この別紙、一番下段の地区コミュニティ協議会ですが、基本構成の1枚ペラを見ると、いずれにしても、地区コミュニティ協議会というのは任意で設置ですから、あくまでも住民が必要であれば設置するというので、一番右のところ、認定ということですが、この認定という意味は何だろうと思います。それを伺います。

○高林修委員長 酒井委員、これは、当局にお聞きするよりも、よく読み込んでもらおうと分かりますが、3の「地区コミュニティ協議会を置くことができる（認定規定）」となっているわけです。だから、ここに書いてあるのは、自治会連合会、まちづくり協議会などを地区コミュニティ協議会に認定した上で置くことができるという意味合いですから、そういうふうにも読んでもらえば結構だと思います。

○酒井豊実委員 いずれにしても、全ての地域だとか、地区にコミュニティ協議会を置かなければならないということではないので、それは自治会であったり、まちづくり協議会があるところもあるわけで、そういう組織が現状でもしっかり機能しているところも多いものですから、コミュニティ協議会、コミュニティ協議会と大きく言われると、もう一つ組織をつくらなければいけないのかという思いが天竜区の中では出ているわけで、その辺のところはもう少し優しく丁寧に、また今後区の協議会等で説明する場合には言っていただきたい、そんなふうに思います。

○高林修委員長 今日、初めてこの地区コミュニティ協議会という文言が示されているわけですから、天竜区内でもそういう意見が出ているとは僕はちょっと思えないのですけどね。

いずれにしても置くことができるわけだから、そういう地区コミュニティ協議会なので、そこはそういうふうにも判断してください。

ほかは、よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それで、今日の委員会の中で少しだけ気になったのは、加茂委員が責務の話をされていますよね。その中で、区について共通しているという言い方で、共通という言葉を使ったときに、何をもって共通かというお話をされたと思うのだけれども。

○加茂俊武委員 ここで議論することが、答申ができたり、意見を述べるができるのは、区内の共通の課題に対してはという……。

○高林修委員長 そのことについては、個人的な意見なのですが、いわゆる、A、B、Cで分けたときに、その区内に共通しているというふうに考えていいと思うのですよ。例えばB区で引佐に関する場合は、あくまでもそれはB区のことなので、B区に共通しているという判断で、この協議会はあるべきだと僕は思っていますのでね。ちょっと余分でしたが、申し上げたいと思います。

それでは、先ほども申し上げましたが、本件は会派に持ち帰り検討することとし、次回の委員会にて条例や規則で定める事項や内容の確認を行っていきたいと思います。

質疑事項については、まとめて事前にとということも考えたのですが、次回8月12日までに時間があるようでないものですから、各会派のフォーマットで結構ですので、早めに当局に質問があればつくっていただきたいと思っています。同じ様式でなくて結構ですので、できれば次の委員会で、うまく時間もかからずに質疑をしていきたいというふうに思っていますので、早め早めに質疑内容・意見内容をまとめていただきたいというふうに私からお願いいたします。

それでは、本日の協議事項は一通り終了いたしました。次回の委員会につきましては、8月12日午前10時からの開催となります。

協議内容といたしましては、まず青本に関する案件と、先ほどの協議会のあり方について御協議をいただく予定ですので、御承知おきください。

以上で行政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

16:45